

岡山市里親制度等普及促進事業業務委託仕様書

1 業務の名称

岡山市里親制度等普及促進事業（以下「本業務」という。）

2 業務目的

家庭において養育することが困難または適当でない子どもは、家庭における養育環境と同様の養育環境において永続的に養育されるよう、里親等への委託や養子縁組を一層推進することが重要である。そのため、社会的養護の子どもと関わる体験活動を取り入れた里親制度及び養子縁組制度の普及啓発活動を行うことにより、養育里親、養子縁組里親を開拓し、また養育意欲及び養育力の向上を図り、委託を一層推進することを目的とする。

3 本業務の基本事項

(1) 適用範囲

「岡山市里親制度等普及促進事業業務委託仕様書」（以下「本仕様書」という。）は、岡山市（以下「委託者」という。）が受託者に委託する本業務に適用する。

(2) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで。

(3) 業務担当課

岡山っ子育て成局子育て支援部こども総合相談所とする。

(4) 協議

- ①本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は各々の業務について委託者と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ委託者の指示に従い、業務を遂行するものとする。
- ②委託者において必要と認めたときは、作業を変更または中止させることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は両者の協議により定めるものとする。なお、変更に伴う契約期間の変更については別に定めるものとする。
- ③委託者は、作業責任者及びその他の従事者（業務の一部を委任された者、業務の一部を下請けする者を含む。）について、業務の履行又は管理に関して著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対してその理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができるものとする。

(5) 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、関係する法令・条例等はこれを遵守しなければならない。

- ①岡山市契約規則
- ②個人情報の保護に関する法律
- ③その他の関係法令

(6) 秘密の保持

- ①受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。
- ②受託者は、業務の遂行にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払うこと。
- ③受託者は受託情報を保護するため、委託者と個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書を締結しなければならない。

(7) 契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を提出しなければならない。

- ①委託業務着手届
- ②作業責任者届出書
- ③委託業務一部再委託通知書(本業務の一部を再委託する場合に限る。)

(8) 作業責任者等

本業務は、里親制度及び養子縁組制度の普及啓発活動を実施するものであることから、本業務を遂行する作業責任者等は、本業務の内容に関する実績と適切な知見を有すること。

(9) 予算額

概算予算額(予算上限額) 1,200,000 円とする。(消費税及び地方消費税額を含む。)

(10) 業務委託料の支払い

業務完了後、一括払いとする。

(11) 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、受託者の

責任において処理解決するものとする。

(12) 作業経過の報告

本業務の実施期間中において、受託者は委託者と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、委託者は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができることとする。なお、会議で決定し、又は委託者が指示した事項等について、受託者は定期的にその進捗を報告すること。

(13) その他

- ①作業上必要な会議は適宜行うことができることとする。受託者は会議終了後速やかにその会議記録を作成・提出し、委託者の承認を得ること。
- ②受託者は、本業務中に事故があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに委託者に報告すること。
- ③業務に伴う必要な経費は、本業務委託概要に記載のないものであっても、原則として受託者の負担とする。但し、本業務に使用する場所が、岡山市が所管する施設の場合、委託者がその使用に係る使用許可申請及び使用料減免申請を行うことにより、使用料の減免を受けることができる。

4 業務内容

(1) 前提条件

受託者は、本業務を遂行するにあたり、委託者の指示に従うとともに、本業務及び事業全体の運営を円滑に行えるように努めること。

本業務の前提条件は以下のとおりとする。

ア 本業務の実施にあたっては、広く市民に社会的養護の現状及び里親制度、養子縁組制度の普及啓発を行い理解の促進を促すとともに、社会的養護の子どもと関わる体験活動を採り入れ、養育里親、養子縁組里親登録者及び登録希望者の養育意欲の向上を図ること。

イ 作業場所

本業務を実施する場所は、岡山市が所管する施設及び児童福祉施設の他、業務を適正に実施することができる施設を受託者が選定するものとする。

ウ 会議の開催等

本業務の実施にあたり、本業務を適正かつ円滑に実施するため、以下の会議を開催する。

①業務開始時会議…業務開始時 1 回開催

業務の開始にあたり、契約締結後すみやかに、仕様内容、業務実施方針、実施体制、スケジュール等の確認及び協議等を行うために開催する。

「業務実施計画書」を作成し、内容を説明すること。会議での確認・協議内容を含めて修正し、委託者の承認を受けて提出すること。

②定例会議…年3回程度

業務進捗状況に関して、現状と課題等について確認を行うとともに、課題がある場合はその解決を図るために開催する。

③臨時会議…必要に応じ随時に開催

緊急を要する事態が発生した場合及び委託者が必要と判断した場合に開催する。

エ その他

受託者は、本業務が委託者からの委託を受けた業務であることを認識し、委託者の信頼を失墜させることのないよう本業務を実施すること。

(2) 業務実施計画書

受託者は本業務の効率的かつ円滑な遂行のため、契約締結後すみやかに業務実施計画書を作成し、業務開始時会議で説明するとともに、会議での確認・協議内容を含めて修正し、委託者の承認を得て提出すること。なお、計画書の作成にあたっては、以下の項目について必ず記載し、本業務が確実に実施できるよう計画をたてること。

ア 実施方針

本業務に係る個人情報の取扱い方針を含み記載すること。

イ 実施体制

作業責任者、業務実施にあたっての主要なスタッフと、連絡担当者・緊急連絡先等を記載すること。

ウ スケジュール

各業務の作業予定について、大まかな年間スケジュール（月の上旬・中旬・下旬の単位）を作成し記載すること。

(3) 業務概要

ア 業務の概要

本業務は、以下のとおりとする。業務実施計画書に基づき作業を進め、誠実に業務を実施すること。

(ア) 社会的養護、里親制度、養子縁組制度（以下「里親制度等」という。）に関する市民へのアンケート調査の実施及び結果にもとづくイベントの企画

(イ) 里親制度等に関する展示による啓発事業の実施

(ウ) 里親制度等に関する学習会の実施

(エ) 社会的養護の子どもと関わる体験活動の実施

(オ) 周知・広報

イ 内容・趣旨

(ア) 里親制度等に関する市民へのアンケート調査の実施

- ①市民を対象に里親制度等に関するアンケート調査を実施する。
- ②回数は年3回程度とし、契約開始から令和7年3月までの間に実施する。
- ③事業を実施するにあたっては、広く市民が参加するイベントでの実施や里親制度等の普及に効果的と思われる団体への実施など、幅広く多様な市民の意識が把握できるよう配慮すること。
- ④実施するイベントや団体等は受託者が選定し、委託者の承認を得たうえで実施するものとする。
- ⑤実施したアンケートデータについて、今後の普及啓発活動のあり方の視点から分析を行い、令和6年9月末日までに委託者に中間報告書を提出すること。なお、アンケート内容については事前に委託者の承認を得ること。

(イ) 里親制度等に関する展示による啓発事業の実施

- ①岡山市役所本庁舎1階市民ホールにおいて、広く市民対象に里親制度等及び里親の養育経験を分かりやすく記載した展示による啓発事業を実施し、里親制度等に関するリーフレット等を配布する。
- ②回数は年1回とする。
- ③当日の参加者に対して、里親制度等に対する関心及び理解度に関するアンケート調査を実施し今後の普及啓発活動のあり方の視点から分析を行うこと。なお、アンケートは受託者が作成し、事前に委託者の承認を得ること。

(ウ) 里親制度等に関する学習会の実施

- ①岡山市が所管する施設等において、学習会を開催する。
- ②回数は年3回程度とし、契約開始から令和7年3月までの間に開催するものとする。
- ③学習会の内容は、里親制度等の説明や里親里子の経験談の他、社会的養護の子どもへの関わり方など、里親制度等の普及啓発に加え、養育力向上に資するものとする。
- ④当日の参加者に対して、里親制度等に対する関心及び理解度に関するアンケート調査を実施し今後の普及啓発活動のあり方の視点から分析を行うこと。なお、アンケートは受託者が作成し、事前に委託者の承認を得ること。

(エ) 社会的養護の子どもと関わる体験活動の実施

- ①児童福祉施設等において、里親登録者、里親登録希望者等（以下「里親登録者等」という。）を対象に入所児童と直接関わる体験活動を実施する。
- ②回数は年8回程度とし、契約開始から令和7年3月までの間に開催するものとする。
- ③参加する児童と里親登録者等の間に絆と信頼感を育み、里親登録者等の児童に関わることに對する不安感を軽減し養育意欲の向上につながる機会と

するため、同一児童福祉施設で複数回繰り返して実施することが望ましい。

(カ) 周知・広報

- ①本業務の実施にあたり、必要な広報を委託者の確認を受けて実施すること。
- ②周知・広報の実施にあたっては、受託者管理のホームページの掲載及びチラシ配布等のほか、岡山市のホームページ、広報誌等を利用することができるものとし、委託者はその掲載及び配布等に協力する。
- ③ホームページに掲載する内容については、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の適切な処理を行うこと。

(4) 里親支援機関（A型）の指定

厚生労働省通知平成31年4月17日子発0417第3号「里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施について」に基づき、委託者は受託者を里親支援機関（A型）として指定する。

(5) その他

物販については、事業実施に効果的と判断できるものについて委託者と協議のうえ、実施することができる。

5 業務に関する報告

(1) 報告書等の作成

受託者は、委託者の指示に基づき、会議内容等のまとめ、計画書、報告書及び本業務において作成したデータ等を報告期日までに委託者に報告すること。

(2) 報告期日

会議内容等のまとめ、計画書、報告書

提出成果品	提出期限
会議内容等のまとめ（定例会議・臨時会議）	会議（定例会議・臨時会議）の終了後、おおむね1週間以内
業務実施計画書（年次）	契約締結後速やかに
事業実施報告書	令和7年3月31日

(3) 報告内容等

以下のとおり作成し報告すること。なお、様式は問わない。

- ①実施日時、場所

②参加人数等

③実施内容

④実施上の問題点、課題等

⑤アンケート等を実施した場合は、今後の事業に活用するため、集計・分析し、まとめて報告する。